

役員報酬規程

社会福祉法人 龍美会

役員報酬規程

第一条 社会福祉法人龍美会理事長又は業務執行理事（以下「理事長又は業務執行理事」という。）は、社会福祉法人龍美会（以下「本会」という。）が開催する理事会及び評議員会の役員について、次の各号のいずれかに該当するとき役員報酬を支給することができる。

（１）理事会を開催した時の理事の役員報酬としては、その都度一回あたり10,000円（日当）5,000円（交通費）を支給する。

（２）評議員会を開催した時の評議員の役員報酬としては、その都度一回あたり10,000円（日当）5,000円（交通費）を支給する。

（３）監事の役員報酬としては、その都度一回あたり10,000円（日当）5,000円（交通費）を支給する。

（４）理事会において選任された常勤専従の理事長又は業務執行理事または理事長又は業務執行理事の職務代理者、非常勤専従の理事長又は業務執行理事または理事長又は業務執行理事の職務代理者の上記以外の役員報酬については、理事会及び評議員会の議決を経て、勤務体系により妥当な額を支給できるものとする。（別表1参照）

日当	交通費
10,000円	5,000円

第二条 上記の役員報酬の支給を受けた理事、監事または評議員は本会が交付した領収証に署名または押印しなければならない。

第三条 この規程に定めるもののほか、実施の細目について必要事項は理事長が別に定める。

第四条 この規程を改正する場合は、評議員会による審議を経て行う。

付 則

この規程は、令和3年11月11日から施行する。

役員報酬規程	制定日並びに改正履歴
	社会福祉法人龍美会
平成14年	4月1日制定（役員報酬規定）
平成16年	2月1日一部改正（役員報酬規程）
平成18年	11月1日一部改正
平成26年	4月1日一部改正
平成26年	8月12日一部改正
平成29年	6月24日一部改正
令和3年	11月11日一部改正

(別表1)

役員報酬規程第一条(3)に基づく役員報酬支給一覧表

理事長又は業務執行理事が 非常勤専従の場合	10～30万円
理事長又は業務執行理事が 常勤専従の場合	30～45万円
理事長又は業務執行理事の 職務代理者が非常勤専従の 場合	10～20万円
理事長又は業務執行理事の 職務代理者が常勤専従の場 合	30～40万円